

府食第468号
令和4年8月31日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和4年8月25日付け厚生労働省発生食0825第3号により貴省から当委員会に対し照会された事項については、新たに「食品中において「不検出」とされる農薬等の成分である物質」とされる物質が追加されることから、その検出に係る試験法を追加するものであり、人の健康に影響を及ぼすものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上